

タクシー業、バス業、一般貨物運送業を営む事業者の皆様へ 支援金のご案内

「運送関連事業者等支援金」を交付します。

《支援金額》
最大40万円

《申請期限》
令和4年12月20日（火）



長期化する新型コロナウイルス感染症と原油価格・物価高騰などにより、多重に影響を受けている、タクシー、バス、一般貨物運送等の運輸関連事業者に対し、地域の公共交通及び生活を支える物資輸送の運営維持を支援します。

《対象者》 次のいずれにも該当する、市内に事業所を有する事業者

- ア タクシー業、観光バス業、路線バス業、一般貨物運送業を営む事業者
- イ 山形県地域公共交通事業者原油価格高騰等支援金又は山形県運送事業者原油価格高騰支援給付金の交付決定を受けた事業者
- ウ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施している事業者
- エ 支援金の受給後も事業を継続する意思がある事業者
- オ 尾花沢市暴力団排除条例第3条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等と関係を有しない事業者

裏面の申請方法をご確認ください！

《支援金額》 1事業者あたり40万円を限度とする

【タクシー業】	登録車両1台につき	2.5万円を乗じた額
【観光バス業】	登録車両1台につき	5万円を乗じた額
【路線バス業】	登録車両1台につき	10万円を乗じた額
【一般貨物運送業】	登録車両1台につき	3万円を乗じた額

《申請期限》 令和4年12月20日（火）

【郵送先・申請に関するお問い合わせ】

尾花沢市商工観光課 商工労政係
〒999-4292 尾花沢市若葉町一丁目2番3号
TEL:0237(22)1125 FAX:0237(22)3222
E-mail: rousei@city.obanazawa.yamagata.jp

《尾花沢市ホームページ》

www.city.obanazawa.yamagata.jp

新型コロナウイルス感染症に関する支援策を掲載しています。

【申請方法】

「尾花沢市運送関連事業者等支援金交付申請書（兼）請求書」に、次の（１）から（４）の書類を添付してください。

～添付書類～

- （１） 交付対象車両の台数及び登録内容が確認できる次の書類
 - ア 交付対象車両の自動車検査証の写し
 - イ 交付対象車両の登録番号（車両番号）及び車種区分（小型車など）を記載した車両一覧（任意様式）（申請台数が１台の場合は提出不要）
 - ウ 一般（又は貸切・乗用）旅客自動車運送事業の許可証の写し

- （２） 山形県地域公共交通事業者原油価格高騰等支援金又は山形県運送事業者原油価格高騰支援給付金の交付決定通知書

- （３） 「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に基づき臨時休車を行った車両においては、山形運輸支局に提出した休車リストの写し

- （４） 振込口座が分かる通帳等の写し
支援金振込先の通帳の「金融機関名」、「支店名」、「口座の種類」、「口座番号」、「口座名義（カタカナ）」の全てが記載されたページ（表紙開いて見開き２ページ分）の写し

次のいずれかに該当する場合、事業者は支援金の全額を返還することになります。

- ・ 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
- ・ 尾花沢市運送関連事業者等支援金交付要綱に違反する行為があったとき